

平成31年第24回
美幌町農業委員会総会議事録

平成31年3月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成31年3月25日(月) 午後1時30分から午後14時40分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	日下	優君	会長職務代理者	3番	大西	政雄君
	4番	根塚	信義君		5番	中村	寿恵子君
	6番	小林	勝義君		7番	小泉	豊和君
振興副部長	8番	加藤	安弘君		9番	佃	徹君
	10番	寺本	恵二君		11番	日並	一三君
	12番	重清	幸良君		14番	西	学君
	15番	日並	洋君		16番	齋藤	一男君
農地副部長	17番	東	砂裕理君	振興部長	18番	千葉	正美君
	19番	松本	訓宜君	会長	20番	鈴木	幸往君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二君	総務担当主査	佐々木	鑑仁君
総務担当	中谷	賢司君	臨時筆生	寺田	裕子君

議事日程

平成31年第24回 美幌町農業委員会総会
平成31年3月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第39号 | 第11回 振興部会会議結果報告について |
| 日程第6 | 報告第40号 | 第5回 農地部会会議結果報告について |
| 日程第7 | 議案第83号 | 美幌町農業委員会会長専決規程の変更について |
| 日程第8 | 議案第84号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第9 | 議案第85号 | 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について |
| 日程第10 | 議案第86号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第11 | 議案第87号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第12 | 協議第13号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は18名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より平成31年第24回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	それでは、これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号19番松本委員、同じく議席番号1番日下委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案5件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号2番白石委員、同じく議席番号13番木村委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、報告第39号「第11回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。
振興部会長	部会長の報告をお願い致します。 第11回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成31年2月25日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件(1)平成31年度美幌町農業委員会総会日程について。(2)道外先進地視察研修について。2. 開催日時、平成31年2月25日(月)午後2時10分から午後2時45分。3. 開催場所、議会第1・第2議員控室。4. 出席者、私他計8名、事務局：中谷総務担当。5. 会議結果につきましては事務局よりお願い致します。

総務担当	(議案書により説明)
議長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第39号「第11回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第6、報告第40号「第5回農地部会会議結果報告について」を議題と致します。副部会長の報告をお願い致します。
農地副部長	第5回農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成31年2月25日。美幌町農業委員会農地副部長東砂裕理。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件(1)美幌町農業委員会会長専決規程の一部変更について。2. 開催日時、平成31年2月25日(月)午後2時10分から午後2時35分。3. 開催場所、議会委員室。4. 出席者、私他計9名、事務局：酒井事務局長、佐々木総務担当主査。5. 会議結果につきましては事務局よりお願い致します。
総務担当主査	(議案書により説明)
議長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第40号「第5回農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第7、議案第83号「美幌町農業委員会会長専決規程の変更について」を議題と致します。
事務局長	議案書の9ページをお開き願います。議案第83号美幌町農業委員会会長専決規程の変更についてご説明致します。農地法が平成30年5月に改正されまして第43条に農作物栽培高度化施設に関する特例が制定されたことに伴い、事務処理を迅速に行うため、農業委員会会長の専決行為が必要となったことから美幌町農業委員会会長専決規程を次の通り変更することについて審議のうえ、決定を求めるものでございます。記以下につきましては参考資料でご説明致しますので、参考資料の3ページをお開き願います。今回の専決規程の変更の目的でございますが農地法の改正に伴いまして、農業委員会での事務処理を迅速に行うため会長専決規程の一部を変更するものでございます。改正の詳細につきましては農地法第43条に農作物栽培高度化施設、いわゆるコンクリート農地の特例が制定されまして、この施設を建設する場合につきましては農業委員会へ届出することになります。農業委員会は届出のあった施設が農作物栽培高度化施設に該当するかどうかを判断し、届出書を受理するか不受理とするかを届出者に通知するものとなっております。農地法の改正に伴いまして、農林水産省経営局長より平成30年11月に通達がございまして、この届出者への通知につきましては遅くとも届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に受理通知書又は不受理通知書が到達するよう事務処理の迅速化が求められております。農業委員会におきましての決定機関は総会と定められておりますので受理するか不受理とするかの判断は本来、総会で行うこととなりますが、この通達により総会に諮ることが難しい事案も想定されるため農業委員会会長が専決することができるよう専決規程の一部を変更するものでございます。施行日は平成31年4月1日となります。続きまして4ページをお開き願います。専決規程のどの部分をど

のように変更するのですが、新旧対照表を載せてございます。第3条に会長の専決事項が載ってございまして現在の規定では第3条は第5号までになっております。今回、改正に伴いまして、現在第5号でありますその他緊急を要する事項を第6号に変更致しまして、第5号に農地法第43条に規定される届出の提出があった場合における届出書の受理又は不受理の決定という項目をここに加入させるものでございます。尚、届出書が提出された場合につきましては事務局だけで判断ができませんので届出書を受け取った際には直ちに地区担当委員または当該ブロックにご連絡さし上げましてこの届出内容をコンクリート農地という施設として受理するかどうかを決定をさせていただいて届出者に通知をするという運びになります。尚、この専決規程で決定した項目につきましては次回の総会で報告するということとなりますのでよろしくお願いしたいと思います。私からの説明は以上でございます。宜しくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、議案第83号「美幌町農業委員会会長専決規程の変更について」は承認することに決定を致します。

議長

日程第8、議案第84号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。

内容番号15号。

総務担当主査

内容番号15号についてご説明致します。本件は農地法3条で賃貸借している農地を他者に売買するため合意解約するものでございます。

賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、合意解約年月日は平成31年3月1日、土地の引き渡し年月日は平成31年3月1日でございます。以上、本案件につきましては合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号15号は適当と認めます。

内容番号16号。

総務担当

内容番号16号についてご説明致します。本件は経営主を妻から夫に変更することに伴い、借受人を変更するため合意解約するものでございます。

賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成21年10月26日から平成31年9月14日までの10年間、合意解約年月日は平成31年3月8日、土地の引き渡し年月日は平成31年3月8日でございます。以上、本案件につきましては合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号16号は適当と認めます。 内容番号17号。
総務担当主査	<p>内容番号17号についてご説明致します。本件は賃貸期間の満了により合意解約するものでございます。</p> <p>賃貸人は東2条北2丁目美幌町長土谷耕治、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、契約期間は平成28年4月20日から平成31年3月31日までの3年間、合意解約年月日は平成31年3月1日、土地の引き渡し年月日は平成31年3月31日でございます。以上、本案件につきましては合意解約の日から土地の引き渡し日が6か月以内のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。 内容番号18号。
総務担当主査	<p>内容番号18号についてご説明致します。本件は経営規模縮小のため合意解約するものでございます。</p> <p>賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成22年5月1日から平成32年4月30日までの10年間、合意解約年月日は平成31年3月1日、土地の引き渡し年月日は平成31年3月1日でございます。以上、本案件につきましては合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号18号は適当と認めます。</p> <p>議案第84号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第85号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号158号。</p>
総務担当主査	<p>はじめに概要のご説明を申し上げます。今月の案件は全14件で内容につきましては売買が2件、農業公社からの貸付2件、再貸付6件、新規の賃貸借が3件、経営移譲に伴う借受人の変更1件となっております。</p> <p>内容番号158号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧ください。本件は先の議案第84号内容番号15号で合意解約した案件を含む農地の売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡です。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は平成31年3月26日、代金の支払期限は平成31年4月26日、利用調整日は平成31年3月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致し</p>

ます。

7 番

内容番号158号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんから売買の申し出がありあっせん調整の結果、〇〇さんが購入することになったものです。〇〇さんは家族3人で酪農を営み意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号158号は適当と認めます。
内容番号159号。

総務担当主査

内容番号159号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。本件は離農に伴う売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成31年3月26日、代金の支払期限は平成31年4月26日、利用調整日は平成31年3月12日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

16 番

内容番号159号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんの離農によりあっせん調整の結果、〇〇さんが購入することになったものです。〇〇さんは家族ふたりで肉牛のほか、小麦、豆類、ビート、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号159号は適当と認めます。
内容番号160号から161号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号160号から161号について一括ご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案書記載のとおりで賃貸期間は平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間、利用調整日は平成31年2月27日でございます。

内容番号160号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。続きまして内容番号161号をご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上、計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番

内容番号160号と161号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で更新することになったものです。〇〇さんは家族4人で小麦、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号160号から161号は適当と認めます。
内容番号162号。

総務担当主査

内容番号162号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。本件は本年1月の第22回総会において農業公社に売買した案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案書記載のとおりで、賃貸期間は平成31年3月26日から平成36年1月26日までの5年間、利用調整日は平成31年3月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番

内容番号162号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇の〇〇さん、〇〇さんが農業公社に売った農地を〇〇さんが公社事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されていますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号162号は適当と認めます。
内容番号163号から165号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号163号から165号まで一括ご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件は離農に伴う新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案書記載のとおりで、賃貸期間は平成31年3月26日から平成36年3月31日までの5年間、利用調整日は平成31年3月12日でございます。

内容番号163号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。次に内容番号164号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。続いて内容番号165号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

16 番

内容番号163号から165号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんの離農により、あっせん調整の結果、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが借りることになったものです。〇〇さんは家族ふたりで小麦、豆類、馬鈴薯、ビート、かぼちゃを作付けされ、〇〇さんは家族3人で小麦、ビート、玉ねぎ、いちご苗を作付けされ、〇〇さんは家族3人で肉牛のほか小麦、豆類、ビート、玉ねぎ、花卉を作付けされ、みなさんそれぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号163号から165号は適当と認めます。
内容番号166号。

総務担当主査

内容番号166号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、利用調整日は平成31年3月1日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号166号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で更新することになったものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号166号は適当と認めます。

内容番号167号。

総務担当主査

内容番号167号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件で使用貸借でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書17ページをご覧ください。賃貸期間は平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間、利用調整日は平成31年3月1日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号167号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で更新することになったものです。〇〇さんは法人化され、小麦、玉ねぎ、人参、かぼちゃなどを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号167号は適当と認めます。

内容番号168号から169号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号168号から169号について一括ご説明致します。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案書記載のとおりで、賃貸期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

内容番号168号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書18ページをご覧ください。利用調整日は平成31年2月27日でございます。続いて内容番号169号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、利用調整日は平成31年2月28日でございます。

ます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号168号から169号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で更新することになったものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を、〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けされ、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号168号から169号は適当と認めます。
内容番号170号。

総務担当

内容番号170号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。本件は本年1月の第22回総会において〇〇の〇〇さんが農業公社に売買した案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成31年3月26日から平成36年1月26日までの5年間、利用調整日は平成31年3月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号170号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇の〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが公社事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族ふたりで小麦、馬鈴薯、ビートを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号170号は適当と認めます。
内容番号171号。

総務担当

内容番号171号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧ください。本件は先の議案第84号内容番号16号にて合意解約した案件で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成31年3月26日から平成31年9月14日までの1年間、利用調整日は平成31年3月12日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号171号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが奥さんからご主人に経営移譲され、ご主人が1月22日に認定農業者となったことから農業公社の借受人をご主人の〇〇さんにするものです。〇〇さんご夫婦で小麦、豆類、ビートを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号171号は適当と認めます。</p> <p>議案第85号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第86号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号85号。</p>
総務担当主査	<p>はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全部で3件ですべて売買案件でございます。</p> <p>内容番号85号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧ください。譲渡人は東2条北2丁目美幌町長土谷耕治、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料19ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
9 番	<p>内容番号85号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんの農地にある町有地を今回売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作を中心に作付けして意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月8日、根塚委員と確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号85号は適当と認めます。</p> <p>内容番号86号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号86号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧ください。本件は離農に伴う売買案件でございます。</p> <p>譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料21ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号86号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが今回購入するものです。〇〇さんは農地所有適格法人として野菜を中心に作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月1日、日並洋委員と確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号86号は適当と認めます。 内容番号87号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号87号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧ください。本件も売買案件でございます。</p> <p>譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料23ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号87号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんの所有農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月8日、重清委員と確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号87号は適当と認めます。 議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第87号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号9号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号9号についてご説明致します。参考資料は25ページから27ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計1,200㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内第1種農地でございます。転用目的は牛舎1棟及び放牧場建築で計画の概要は牛舎建築が194.4㎡、放牧場600㎡、通路等405.6㎡の合計1,200㎡で、工事期間につきましては許可日から平成31年12月末を予定しております。その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願い致します。</p>
16 番	<p>内容番号9号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>今回の計画は既存牛舎2棟のうち、1棟が老朽しているため平成27年に新築した牛舎の横に移転新築し、放牧場も設けるものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると3月8日、佃委員と確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

議 長	ご異議なしと認め、内容番号9号は適当と認めます。 内容番号10号。
総務担当主査	内容番号10号についてご説明致します。参考資料は28ページから30ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇内、面積328㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内第1種農地でございます。転用目的は農業機械用農舎建築で計画の概要は農舎建築259.2㎡、通路等68.8㎡の合計328㎡で工事期間は許可日から平成31年12月15日を予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
8 番	内容番号10号につきましては只今事務局説明のとおりです。 今回の計画は経営規模拡大により農業用機械を取得したため、新たな農舎が必要になったものです。申請地は住宅や既存倉庫に隣接しており、ほかの農地への影響が少ない場所を選定され現地の状況からみて、やむを得ないものであると3月1日、日並洋委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。 内容番号11号。
総務担当主査	内容番号11号についてご説明致します。参考資料は31ページから36ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇内、面積〇〇㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内第1種農地でございます。転用目的は牛舎2棟他の建築で計画の概要につきましてはつなぎ牛舎1棟899.1㎡、乾乳牛舎1棟194.4㎡、デントコーン置き場1,732㎡、通路等1,610.5㎡の合計4,436㎡で工事期間につきましては許可日から平成32年12月20日までの2か年計画となっており1年目の平成31年度は土地の造成を行い、2年目の平成32年度は建物の建築を予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
3 番	内容番号11号につきましては只今事務局説明のとおりです。 今回の計画は経営規模拡大により既存牛舎の他に新たにつなぎ牛舎、乾乳牛舎、スタックサイロが必要になったものです。申請地は既存の育成舎や堆肥舎に隣接しており、ほかの農地への影響が少ない場所を選定され現地の状況からみて、やむを得ないものであると3月7日、松本委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。 内容番号12号。
総務担当主査	内容番号12号についてご説明致します。参考資料は37ページをご覧願います。本件は先の議案第84号内容番号18号で合意解約した案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内第1種農地でございます。転用目的はカラ松植林で計画の概要は土地造成27,800㎡、ここにカラ松の苗木5,560本を植林する予定で工事期間は許可日から平成31年11月30日を予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
3 番	内容番号12号につきましては只今事務局説明のとおりです。

議 長	<p>この土地は登栄の山林地帯にあり、山林を囲むような不整形地形で畑全体が急傾斜地で日当たりが悪い場所です。鹿などによる食害があり生産性が低く、耕作に不適當なために植林転用するものでございます。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からやむを得ないものであると3月8日重清委員と確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号12号は適當と認めます。 議案第87号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適當と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第12、協議第13号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>協議第13号についてご説明致します。本件は3月13日付けで美幌町長から町が定めず「美幌町農業振興地域整備計画」において同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの除外2件、用途区分変更3件でございます。</p> <p>はじめに除外についてご説明致します。内容番号26号について参考資料39ページでご説明致します。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡で、申請理由は植林のためでございます。本件の〇〇番〇〇の現況地目は畑でありますけれども、ご覧のようにこの地番は畑と山林が混在しており申請箇所の現況は山林となっているため転用許可申請は不要な場所となっております。</p> <p>次に内容番号27号でございます。参考資料は37ページをご覧ください。本件は先の議案第87号内容番号12号農地法第4条転用許可申請でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は植林のためでございます。なお、参考資料37ページの下段に記載のとおり転用面積が27,800㎡、農振除外の面積が25,300㎡と相違がありますのは図面中央右側にある〇〇番〇〇が農用地区域に入っていないため除外面積の方が少なくなっております。</p> <p>続きまして用途区分変更内容番号3号についてご説明致します。参考資料は25ページから27ページをご覧ください。本件は先の議案第87号内容番号9号農地法第4条転用許可申請でご審議いただきました案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は牛舎、放牧場建築のためでございます。</p> <p>次に内容番号4号です。参考資料は28ページから30ページをご覧ください。本件は先の議案第87号内容番号10号農地法第4条転用許可申請でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は農舎建築のためでございます。</p> <p>続きまして内容番号5号です。参考資料は31ページから36ページをご覧ください。本件は先の議案第87号内容番号11号農地法第4条転用許可申請でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は牛舎2棟建築のためでございます。</p> <p>今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定でございます。事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

議 長

ご異議なしと認め、協議第13号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了しました。
これもちまして、第24回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

ご苦勞様でした。

閉会 午後2時40分